

精華町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成14年要綱第1号）の全部を改正する。

## 精華町地域福祉活動計画策定委員会設置規則

### （目的及び設置）

第1条 この規則は、精華町に暮らす誰もが安心して生活できるよう、精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、さまざまな福祉活動を行う地域住民や関係団体と連携して地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

### （名称）

第2条 この委員会は、精華町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

### （組織）

第3条 策定委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- （1）関係団体の代表者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）福祉サービス利用者の代表者
- （4）知識経験者
- （5）精華町地域福祉活動計画推進委員会委員及び地区福祉推進委員

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は委嘱した日から答申提出の日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

### （職務）

第6条 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行

する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が召集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

2 最初に召集される策定委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が召集する。